

むつ市議会第216回定例会会議録 第1号

議事日程 第1号

平成25年6月4日（火曜日）午前10時開会・開議

◎表彰状の伝達

◎諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 行政報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

第4 請願第1号 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める請願

【議案一括上程、提案理由説明】

第5 議案第32号 むつ市新型インフルエンザ等対策本部条例

第6 議案第33号 むつ市みどりのさきもり館条例

第7 議案第34号 むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第8 議案第35号 むつ市分収林設定条例の一部を改正する条例

第9 議案第36号 むつ市観光遊覧船条例の一部を改正する条例

第10 議案第37号 工事請負契約について

（脇野沢赤坂地区不法投棄廃棄物撤去工事に係る工事請負契約を締結するためのもの）

第11 議案第38号 財産の取得について

（むつ市消防団むつ消防団第2分団配備の水槽付消防ポンプ自動車を老朽化に伴い更新するためのもの）

第12 議案第39号 財産の取得について

（むつ市消防団脇野沢消防団本部配備の消防ポンプ自動車を老朽化に伴い更新するためのもの）

第13 議案第40号 財産の取得について

（小形ロータリ除雪車を購入するためのもの）

第14 議案第41号 新たに生じた土地の確認について

第15 議案第42号 新たに生じた土地の町名について

第16 議案第43号 町の区域の変更について

第17 議案第44号 町の区域の変更について

第18 議案第45号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について

第19 議案第46号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について

- 第20 議案第47号 平成25年度むつ市一般会計補正予算
- 第21 報告第4号 平成24年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書
- 第22 報告第5号 平成24年度むつ市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 第23 報告第6号 平成24年度むつ市一般会計事故繰越し繰越計算書
- 第24 報告第7号 平成24年度むつ市水道事業会計継続費繰越計算書
- 第25 報告第8号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第26 報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成24年度むつ市一般会計補正予算)
- 第27 報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市税条例の一部を改正する条例)
- 第28 報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第29 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 第30 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(旧川内町、旧大畑町及び旧脇野沢村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 第31 報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 第32 報告第15号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第33 報告第16号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第34 報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成25年度むつ市一般会計補正予算)
- 第35 報告第18号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第36 報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成25年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26人）

1番	上	路	德	昭	2番	横	垣	成	年
3番	工	藤	孝	夫	4番	佐々	木		肇
5番	川	下	八十	美	6番	目	時	睦	男
7番	村	川	壽	司	8番	佐	賀	英	生
9番	東		健	而	10番	石	田	勝	弘
11番	菊	池	広	志	12番	斉	藤	孝	昭
13番	濱	田	栄	子	14番	浅	利	竹二	郎
15番	中	村	正	志	16番	半	田	義	秋
17番	村	中	徹	也	18番	大	瀧	次	男
19番	富	岡		修	20番	佐々	木	隆	徳
21番	富	岡	幸	夫	22番	鎌	田	ちよ	子
23番	菊	池	光	弘	24番	岡	崎	健	吾
25番	白	井	二	郎	26番	山	本	留	義

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市	長	宮	下	順	一	郎	副	市	長	新	谷	加	水
教	育	委	員	高	瀬	厚	太	教	育	長	遠	島	進
公	管	理	企	遠	藤	雪	夫	代	表	委	員	阿	部
選	挙	管	理	畑	中	政	勝	農	業	委	員	立	花
総	務	政	策	伊	藤	道	郎	財	務	部	長	石	野
民	生	部	長	松	尾	秀	一	保	健	福	社	花	山
経	済	部	長	澤	谷	松	夫	建	設	部	長	鏡	谷
川	内	庁	舎	松	本	大	志	大	畑	庁	舎	畑	中
協	野	所	沢	猪	口	和	則	会	管	総	政	理	出
選	挙	管	理	氣	田	憲	彦	監	査	委	員	星	久
事	務	局	長					事	務	局	長		南

農委事務局長
 農業局長
 企業局長
 水道局長
 財政推進部策監
 保健福祉部長
 教育局長
 務部調整長
 環境政策部長
 務部課幹

山口勝美
 齊藤鐘司
 柳谷孝志
 工藤利樹
 小鳥孝之
 光野義厚
 東雄二
 中村智郎

教育部長
 總政推進部策監
 民政推進部策監
 庁建設
 畑理業
 大副産課
 總政總務課
 財務課
 教委事務課
 總政總務課

奥川清次郎
 高橋聖
 竹山清信
 坂井隆
 川西伸二
 氏家剛
 松宮康則
 栗橋恒平

事務局職員出席者

事務局長
 幹事
 査査

柳田論
 佐藤孝悦
 村口一也

次長
 主任主査
 主事

濱田賢一
 小林立睦子
 山本翼

◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（山本留義） ただいまからむつ市議会第216回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は26人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎表彰状の伝達

○議長（山本留義） 議事に入る前に、表彰状の伝達を行います。

去る5月22日に開催されました全国市議会議長会第89回定期総会において、市議会議員在職30年以上として佐々木肇議員が特別表彰を受けておりますので、表彰状の伝達を行います。

○事務局長（柳田 諭） それでは、佐々木肇議員には、演壇までよろしく願い申し上げます。

○議長（山本留義） 表彰状。むつ市、佐々木肇殿。あなたは市議会議員として30年の長きにわたって市政の発展に尽くされその功績は特に著しいものがありますので第89回定期総会に当たり本会表彰規程によって特別表彰いたします。

平成25年5月22日、全国市議会議長会会長佐藤祐文。代読でございます。おめでとうございます。これで表彰状の伝達を終わります。

◎諸般の報告

○議長（山本留義） 次は、諸般の報告を行います。

まず初めに、会派の解散及び構成員の変更による議会運営委員の選任については、去る5月28日付をもって議長が委員会条例第8条第1項ただし書きの規定により、富岡修議員を指名いたします

ので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第121条第1項に基づく今定例会への説明員の出席者については、お手元に配布の名簿のとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。なお、関係書類は事務局に保管してありますので、ご閲覧願います。

次に、本日市長から、公害対策に関する経過報告、放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する経過報告、交通問題対策に関する経過報告、工事請負契約に係る入札結果資料が提出されましたので、お手元に配布しております。

次に、本日市長から、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく地方公共団体が出資する法人の経営状況を説明する書類の提出がありましたので、お手元に配布しております。

次に、市議会議長会等の会議結果につきましては、お手元に配布の報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、むつ市議会第215回定例会において、民生福祉常任委員会に付託されました請願の審査結果について、会議規則第137条の規定に基づき、4月11日、民生福祉常任委員長から委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布しておりますので、ごらん願います。

次に、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員会から行政視察報告書が提出されておりますので、お手元に配布しております。

次に、本日この後、「元祖かつばの湯」におけるレジオネラ菌の検出について、脇野沢赤坂地区における不法投棄について、大平中学校生徒のノロウイルス集団感染について及び下北半島縦貫道路「横浜南バイパス」の事業採択について市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第1号により議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山本留義） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、11番菊池広志議員及び16番半田義秋議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（山本留義） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月21日までの18日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月21日までの18日間と決定いたしました。

◎日程第3 行政報告

○議長（山本留義） 次は、日程第3 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） おはようございます。まず、むつ市営薬研温泉露天風呂、通称「元祖かつばの湯」からレジオネラ菌が検出された経緯及び対応についてご報告申し上げます。

去る5月29日、指定管理者であります大畑町商工会より3カ月に1度の定期検査のため5月15日

に採取した「元祖かつばの湯」の温泉水からレジオネラ菌が検出されたとの連絡を受け、翌30日に青森県薬剤師会衛生検査センターからデータを取り寄せたところ、国の基準値100ミリリットル当たり10個を上回るレジオネラ菌30個が検出されたことを確認いたしました。

対応として、直ちにむつ保健所に報告し、「元祖かつばの湯」を休止するとともに、周辺ホテル、旅館等にも周知を図ったところであります。

さらに、無線放送及び市のホームページでも「元祖かつばの湯」を当分の間休止する旨のお知らせをしたところであります。

休止後、浴槽水を全て排水した後に、5月31日には全面清掃及び滅菌処理を行い、その後、浴槽に貯留した温泉水を採取し、青森県薬剤師会衛生検査センターに再度検査を依頼したところであります。

検査の結果につきましては、今月中ごろに判明するとの報告を受けており、その結果、菌が基準値以内であることが確認できた場合には、営業を再開したいと考えております。

以上、むつ市営薬研温泉露天風呂、通称「元祖かつばの湯」からレジオネラ菌が検出された経緯及び対応についての報告とします。

次に、脇野沢赤坂地区の不法投棄事案につきまして、去る3月1日開会のむつ市議会第215回定例会に報告した後の市の対応等についてご報告いたします。

2月5日及び3月5日に実施いたしました環境調査につきましては、全ての調査地点において、環境基準または排水基準に適合しておりましたので、今後も引き続き経過を監察いたします。

なお、脇野沢赤坂地区不法投棄廃棄物撤去工事につきましては、5月22日に入札執行し、本定例会において工事請負契約を締結することについての議案を提出しておりますので、慎重なご審議

のうえ、御議決賜りますようお願いいたします。

次に、大平中学校生徒のノロウイルス集団感染につきましては教育委員会から、下北半島縦貫道路「横浜南バイパス」の事業採択につきましては、担当部長からそれぞれ報告いたします。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 去る4月24日に始まり、結果的に大平中学校の生徒31人が腹痛等の症状を発症し、8名がノロウイルスに感染していた事案につきまして、経過と今後の対策について行政報告をさせていただきます。

まず、報告に至った経緯ではありますが、この件に関する教育委員会への第一報は、4月24日、午前8時30分、大平中学校校長から、1つの学級で腹痛や下痢、嘔吐といった症状を訴えて12人が欠席しているほか、両隣の同じ学年の学級でも同様の症状で休んでいる生徒がおり、登校している生徒の中で症状のある生徒は帰宅させましたとの報告があったところでございます。

学校から報告のあった時点では原因不明でありましたが、1つのクラスを中心に多くの生徒に症状があらわれていることは異常な状態であると考え、教育委員会と学校間の連絡体制を密にし、対策を講ずることいたしました。

次に、経過についてであります。生徒の状況といたしましては、4月24日、症状があり、欠席または早退した生徒は26人で、急性胃腸炎等の診断や風邪に伴う諸症状との診断結果が多い中、ノロウイルス感染を診断された生徒3人について保護者から報告がありました。

翌日の4月25日には、体調不良者30人、ノロウイルス感染者が7人となり、さらに26日には体調不良者31人、ノロウイルス感染者が8人となりました。

3連休明けの4月30日には、新たな発症者はな

く、体調不良者のうちの30人が体調回復により医師の指示のもと登校を再開し、残る1人についても医師の指導により念のため大事をとって同日は欠席しておりましたが、連休明けの5月7日には全員が元気に登校していることを確認しており、平常の教育活動に戻ることができました。

次に、学校と教育委員会とが協議しながらさまざまな措置をとったわけではありますが、まず学校医のご指導を受け、症状のある生徒は必ず病院で診断を受けるよう指示し、教職員が発症者及び症状等について全校の状況把握を行いました。

また、感染の拡大を防止するため、欠席者が集中した学級は、この日から4月26日までの期間について学級閉鎖とし、他の学級で腹痛等の諸症状のあった生徒は帰宅させて出席停止とし、症状のある生徒全員に受診のうえ診断結果を学校へ報告するよう指示をいたしました。

学校では、4月24日から給食提供を停止しておりましたので、24日から26日までの期間は全校で午前学習の措置をとりました。

学校施設の衛生管理といたしましては、24日午後のうちに教室やトイレ、手洗い場、調理室などについて消毒作業を実施しております。さらに、4月24日から29日までの期間、部活動等の校外活動を停止したほか、症状のある全ての生徒宅を教員が家庭訪問し、その後も電話連絡をとり合い、状況把握に努めたところであります。

次に、給食提供の状況についてであります。生徒の諸症状発生の原因は不明である中であって、調理従事者で症状を訴える職員はおりませんでした。万全を期して、4月24日以降の給食提供を中止するとともに、調理従事者のノロウイルス高感度検査で陰性との結果を得て、給食設備の消毒作業を実施したうえで、5月7日から平常の給食提供を再開しております。

次に、今回の事案の発生原因についてでありま

すが、1学級に集中的に発生していることから、1カ所で調理作業を行っている学校給食によるものとは考えにくいのでありますが、現在までに原因の特定はできておりません。

次に、今後の対策についてであります。今回の事案が発生した学校だけでなく、全ての学校において、給食提供での衛生管理や体調管理、また児童・生徒や教職員の手洗い、うがいという基本的な行動を従来以上に徹底するとともに、再発防止に向けた工夫、研究に努めてまいりたいと考えております。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） それでは、下北半島縦貫道路「横浜南バイパス」の事業採択についてご報告申し上げます。

去る4月11日及び5月2日の両日、三村青森県知事及び下北半島振興促進連絡協議会会長、宮下むつ市長の連名で、太田昭宏国土交通大臣に対し、下北半島縦貫道路の早期供用を図るため、現在事業が行われている吹越バイパス及びむつ南バイパスの整備促進並びに横浜南バイパスの新規事業化を要望いたしました。国の平成25年度予算の成立に伴い、横浜南バイパスが新規補助事業として採択されるとともに、吹越バイパス及びむつ南バイパスの両バイパスの整備促進に向けた事業費も盛られております。

なお、横浜南バイパスの本年度事業費は約1億円を見込んでおり、また調査設計が主な事業内容でありますことから、詳細なルートにつきましては、追って示されると伺っております。

以上でございます。

○議長（山本留義） これより質疑を行います。質疑は、それぞれ区分して行います。

まず、「元祖かっぱの湯」におけるレジオネラ菌の検出についての報告に対し、質疑ありませんか。12番齊藤孝昭議員。

○12番（齊藤孝昭） 「元祖かっぱの湯」のレジオネラ菌の検出の件について質疑させていただきます。

今の報告では、原因が報告されませんでしたが、原因は何だと考えているのか、説明をお願いします。

○議長（山本留義） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（畑中恒治） ただいまの齊藤議員のお尋ねにお答えいたします。

レジオネラ菌というものは、土の中、または河川、湖沼、沼とか湖など自然界に生息している菌で、直接の原因というのは判明いたしません。 「元祖かっぱの湯」は露天風呂という性質上、閉鎖されていない温泉になりますので、土の中にありますレジオネラ菌等がお湯の中に浸入したということも考えられております。そのような状況で、はっきりした原因というのはつかめておりません。

以上でございます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） それでは、今後の対策についてお知らせを願いたいと思います。

○議長（山本留義） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（畑中恒治） 今後の対策につきましては、毎日「元祖かっぱの湯」につきましてはお湯を抜いて、ブラシ等の清掃及び高圧洗浄で清掃しております。また、週1回、営業していない日におきましては、滅菌等で清掃等を行っております。今後も清掃等につきましては十分留意して進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） ということになると、ここは指定管理者制度で指定管理している施設でありますので、今までやらなかったことを追加でやらなとだめだという、掃除とかをやらないとだめだ

ということになると指定管理者の負担になると思いますが、そこのところはどういうふうな手当てをするのでしょうか。

○議長（山本留義） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（畑中恒治） 今までも、先ほどの清掃等については行っておりますが、より回数をふやすとか、そのような対策をとって、また検査につきましても現在は3カ月に1回水質の検査を行っておりますが、当分の間は1カ月に1回程度の検査をして、十分そういうレジオネラ菌が入ってくるような状況があるかどうかを見きわめていきたいと思えます。

以上でございます。

（「指定管理者の負担はどうなる
の」の声あり）

○議長（山本留義） 大畑庁舎所長。

○大畑庁舎所長（畑中恒治） 指定管理者の負担につきましても、検査等につきましても緊急性がありますので、大畑庁舎として予算措置をとりたいと思えます。

また、専門家等のお話を伺いながら、その清掃あるいは消毒につきましても今後検討してまいりたいと思えます。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

次に、脇野沢赤坂地区における不法投棄についての報告に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

次に、大平中学校生徒のノロウイルス集団感染についての報告に対し、質疑ありませんか。14番 浅利竹二郎議員。

○14番（浅利竹二郎） 今回の大平中学校のノロウイルスの件については、学校当局とか教育委員会の措置は非常に適切であったと私は感じておりま

す。しかし、その中で原因が不明ということでありますけれども、不明ということで、今後の対応が非常に難しいと思うのですが、こういう食事でもない、原因が不明なことで大量に患者が出た事例は、学校を含めその他民間等での事例はどうなのでしょう。

○議長（山本留義） 教育部長。

○教育部長（奥川清次郎） ただいまの件で、まず事例というようなお話がございましたが、同じような事例ということでは、現在教育委員会では把握はしてございません。ただ、この感染経路というこのことについての特定につきましては、これは議員ご承知のとおり、このノロウイルスの感染と申しますのは、経口感染、空気感染、あと接触感染といったふうに、もう360度どこからでも感染するという経路がございます。学校の中での具体的なものとしては、感染者が調理した、配膳したものを食べた場合に起こる経口感染、そして感染者の便や嘔吐の乾燥したものが空気に広がったやつを吸い込むと、これが空気感染、感染者が利用したトイレを利用したことなどからの接触感染というのがございます。

これから先の対応でございますけれども、この中で特に感染経路の特定というのはかなり難しいことになろうかと思えます。教育委員会では何をやるかという、やはり感染のリスクはどのように低くしていくかというようなことになろうかと思えます。1つには、その方法としては、例えば配膳を担当する者につきましても、今回新たにビニールの手袋を、使い捨ての手袋をつけた配膳とか、または今までも行っておるわけでございますが、例えば手洗い、うがい等の徹底ということ、これらを夏の期間も含めて徹底して行っていくというようなことのリスクを軽減していく、その一つの方策ではなかろうかというふうに考えてございます。

○議長（山本留義） 14番。

○14番（浅利竹二郎） わかりました。

それで、こういう特定できないような原因のノロウイルスを含め、いろんな感染症の病気なのですけれども、学校当局としては非常に対応は難しいというのは十分わかるのですが、日常生活でこういう危険はよくあることなので、余り異常に生徒に不安を与えるようなことだけは慎んでもらいたい。これは、よく日常生活あるということを認識して、そのうえで対応してもらいたいと思います。

以上です。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

次に、下北半島縦貫道路「横浜南バイパス」の事業採択についての報告に対し、質疑ありませんか。21番富岡幸夫議員。

○21番（富岡幸夫） このたびの下北半島縦貫道路「横浜南バイパス」事業採択については、努力に敬意を払いながら歓迎申し上げたいと、こういうふうに思うわけでありませぬ。昨年豪雪に国土交通大臣が、非常に重要なことだという認識のもとに採択されたものというふうに思うわけでございます。宮下市長が三沢空港までは参じて陳情した、要望したというようなことをお聞きしておりますけれども、このことに関連して、今回諸般の報告にもありますが、今後下北半島縦貫道路がむつ市までは何とかできるだけ早く事業がなされていくものと、こういうふうに理解をするものの、4月25日の市長が会長をされております下北総合開発期成同盟会総会において、むつ以北といひますか、大間延伸の件が重点要望から取り下げられたというニュースをお聞きいたしました。この点について、原発事故に関する避難の道路として、今の現道の国道279号を改良すべきというその思

いがあるようでございますが、この取り下げられた経緯について少しお話をいただきたいと、こういうふうに思います。どれだけの期間年数をかけて、大間町までの下北半島縦貫道路の要望をしてきたのかということもあわせてご報告を願いたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 富岡幸夫議員のご質疑にお答えいたします。

昨年の豪雪だけではないわけでございます。議会のほうからもさまざまな形で要請活動をいただいて、そしてまたこの地域の特性、原子力施設を抱えているというふうなことで、それから産業の道、そしてまた医療の道、そういうふうなことがずっとこれまで長年にわたって先人たちが要請していただいた、そのある程度の成果が今回の横浜南バイパスの事業化というふうな結果になったものと。そしてまた、その部分で弾みをつけたと言うとちょっと語弊があるかも知れませんが、やはり昨年の2月1日のあの混乱が非常に弾み、後押しをしたというふうな形になってこのたびの横浜南バイパスの事業採択に至ったものと、このように思っております。

もっともまだまだ事業化されていないところがあるわけでございますので、議会のお力もいただきながら、また各関係機関からもお力をいただきながら、積極的に、そしてまた粘り強く訴えていって、全線にしっかりと野辺地町からむつ市までのこの線がしっかりと引かれるような形で頑張っていきたいと、このように思いますので、今後ともよろしくお願いをしたいと、こう思います。

4月25日の下北総合開発期成同盟会のお話でございます。この部分では、平成8年ごろからでしょうか、下北半島縦貫道路を大間町まで延伸するというふうな要望書がずっと続いてまいりました。その期成同盟会のお話の中では、なかなかむ

つ市から大間町までの延伸というふうなこと、これは非常にままならない、遅々としてそういうふうな形が進まない。ならば、国道279号のつけかえ国道というふうな形にすべきだというふうな北通り3町村の議長さん及び首長さん方のご発言がございました。そこで、さまざまな調整を、その前にも事務的にも調整をいたしましたけれども、この部分では大間町までの延伸は取り下げて、もっと現実的な形での要請活動をすべきという判断に3町村の方々が思いをいたし、取り下げるということで、私もそれでよろしゅうございますかということを確認しながら、1つずつ確認をしながら、このように決定をしたところであります。この部分においては、平成8年からずっと大間町までの延伸というふうなこと、皆様方もご承知のとおり、下北半島があって、青い線がむつ市まで、それから太い点線でむつ市から大間町までというふうな部分、これはやはりなかなか現実的ではないというふうなご議論もございましたし、もっとそれだったら早く避難道路的な形の中で国道279号のつけかえ国道に方向転換すべきというふうなことでまとまった次第でございます。

○議長（山本留義） 21番。

○21番（富岡幸夫） 経緯は北通り3町村の首長さん、議会の声であるというようなことで、言ってみれば万が一の場合の近未来的なところで早く整備がされればと。これは、わからないわけではありません。今市長が言われました平成8年ごろから下北半島縦貫道路ということで重点要望に上げて運動してきたということでもあります。私個人では、皆さんとはちょっと認識が違うかもわかりませんが、これは従来国土軸の中の一つの路線であるというような思いで私は考えてきております。今お話の中の北通り3町村の方々の声は、そういう長期ビジョンにわたったものではないことは確かであります。であれば、市長が今取り下

げたと言われるいわば期成同盟会会長として取り下げたというようなことの思いは、市長が会長をされている間、どの段階でそれを再度要望に持ち上げていくのかというようなところも、これは含んでおかなければならない。それは、地域の思いとして持っている方がいるということも十分認識してもらわなければならないということでもあります。その辺のところのご認識をもう一度お伺いしたい。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 大間町までの下北半島縦貫道路、この延伸の部分は、今富岡幸夫議員お話しのとおり、国土軸の形成というふうな形で、これまで平成8年ごろからずっと継続をしてまいりました。この部分においては、私も富岡幸夫議員と同じ思いをいたしております。

ここでこれから50年先、100年先、日本の国土軸としての非常に重要性のあるこの下北半島縦貫道路の大間町までの延伸というふうな部分、この部分を取り下げるというふうな部分、私も非常に、期成同盟会の会長としてもありますけれども、百年の国家の大計、こういうふうなもの、また下北半島の100年先の存在意義と申しますか、意義的なものからすると私も疑問を感じたところでございます。そこで、その期成同盟会の会議の前にも事務的な協議もよくするよとということ、さまざまな形で、何かの形で、はっきり申し上げまして下北半島縦貫道路大間延伸、この部分を残せないかなというふうな一つの調整案もある程度のところまでは示させていただいた事務的協議はございました。それは事実でございます。しかしながら、4月25日の会議では、北通り3町村の議長さん方、また首長さん方が、それには及ばないというふうなご発言がありましたので、非常に私は残念な部分がありましたけれども、会をまとめる立場としては、やはりそれに従わなければいけな

い。

そして、国道のつけかえ道路。これは、改めてその場で確認を私にした記憶がございます。地域高規格道路としての下北半島縦貫道路の延伸、この部分を2度ほどたしか確認をした記憶がございますけれども、それでもよしというふうなことで、国道のつけかえ道路。ただ、これは避難する道路というふうな部分がありましたので、この部分については新たな新規事業として要請をしていくというふうな形になったわけでございます。しかしながら、国土軸、それからこれまでの三全総、四全総、そういうふうな非常に長い間の積み重ね、これを私自身は全くゼロにする気持ちはないと。国土軸の形成には、やはり大間町までの延伸というのは気持ちとしては私自身は残っております。この部分をいつ表明していくのかということのお尋ねでございますけれども、やはり底流にはまずむつ市までの地域高規格道路の下北半島縦貫道路、早期完成をして、そしてまた新たな形で地元の方々のご意見を聞きながら、そこまではやっていないと思うのですけれども、50年先、100年先、この国土軸を考えた場合どうするのかという議論は必要になってくるのではないかと、このように思っております。

○議長（山本留義） 21番。

○21番（富岡幸夫） 思いは共有する部分があってもわからないわけではありませんけれども、実は北海道の高規格道路といいますか、国土軸に関する道路というのは、もう道央自動車道から道南道、これは函館空港まで延びているのです。あと10キロもあれば戸井岬まで来るわけです。今国家百年の計のことを考えれば、国土軸というのはそういうふうにしてつくるべきものと。ですから、北海道と本州私どもの地域とでは、認識は全く違うのです。そのことの思いをもっともっと北通り3町村の方も思っていかなければならないはずなの

に、残念ながら取り下げる事態にまでなってしまったというようなことであります。これは、絶対取り下げるべきものでなくて、別物として新規要望を新たに国道279号ですべきものだったはずなのです。ですから、そのところをぜひ合併もできなかったという3町村のことは言いませんけれども、皮肉って、余り目先にこだわらずにきちんと大局を見ていただきたいと、こういうふうなことを思って、次回の期成同盟会ではぜひ会長からそういうような思いに立つという2本立てでいくというようなことを希望して終わりたいと思います。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。13番濱田栄子議員。

○13番（濱田栄子） この下北半島縦貫道路、民間にも同じような組織がございます、期成同盟会ではないですけれども。もう何年かかってもなかなか進まない。市長のこの努力は、私も敬意を表するところではございますけれども、政権もかわり、日本の中のこの下北半島をどのような位置づけとして国が見ているかという、そういう確認の場というのではないのでしょうか、市長にお聞きします。国家は、このむつ下北をどのような地域として見ているのかという、それに伴う必要なものをどんどん整備していくというふうな考えになると思うのです。ただ、こちらから要望を出す、出すだけでなく、大きな枠の中で、この地域はこういうものを担っているのだから、この道路はぜひとも必要だから、すぐつくらなければならないという、もう8年からですと15年以上過ぎているわけですが、その辺のところは市長は国の大臣とかと確認する機会というのはつくれないものなのではないでしょうか。今は要望書を提出ということは出ていますけれども。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 下北半島の日本の国の中で

の位置づけというふうなお話がありました。どういうふうな訴え方をしているのかというふうな内容かと思えますけれども。

やはり下北半島は、まず1つに、エネルギーの供給基地でもあると、そしてまた食の供給基地でもあると、そしてまた防衛の拠点を持っている。そういうふうな国家の形の中での役割、非常に大きな役割を果たしているというふうなことがまず大きなくくりになると思います。

そしてまた地域医療、例えば弘前市を中心とした、そしてまた八戸市を中心とした、青森市を中心とした医療圏、そういうふうな部分でのむつ総合病院を中心とした医療圏、要するにフルスペックでやっていかなければいけない。非常に行政面積も広い、そういうふうなところも訴えていかなければいけない。

そしてまた産業の道、これ食にもつながってくると思うのですが、そういうふうな形、それからさまざまな切り口がいっぱいあります。そういうふうな切り口は機会あるごとに、例えば経済産業省のほうに行きますと、エネルギーの関係でやはり、最近では使うことができるようになりましたけれども、避難というふうなこと、そういうふうなことのためにもしっかりと整備をしていかなければいけないだろうと。

それから生活の部分、この部分においては、昨年の2.1の暴風雪での数百台の滞留、そして迂回路もない。そういうふうなところをさまざまな場面、場面に応じて切り口を変えて要請活動をして訴えていくというふうな手法になってくるものでないかと。そのたびごとに私は切り口を変え、そしてまた相手方の役割を意識しながら、このことについてはさまざまな角度から訴え続けてまいりましたし、これからも訴えていきたい、このように思っております。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） 沖縄の仲井眞知事のようにしてほしいとまでは言いませんけれども、やはり交渉力を市長もこれからどんどん力をつけていかれると思います。ここだけは譲らなければ、私もこの線は譲れないというような一つのものを持って交渉に当たっていただきたいなと思います。

向こうの願いは、大体はこちらでは聞いてきています。でも、こちらのお願いはなかなか聞いてもらえないというのは、これは平等ではないと思いますので、何とか私たちも、むつ下北も、国家のプロジェクトには全面的に協力しております。ですから、優先的にこの横浜南バイパスは7キロと言わずに、もうこの28キロを一気にやってくださいというふうなつもりでやっていただきたいなと思います。たまに千葉から東京のアクアラインなんか通りますけれども、あっという間にできてしまいます。ですから、やっぱり交渉というのは、私も譲れないところがあるということを強く国に訴えていただきたいなと思います。

終わります。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第4 委員長報告、質疑、討論、採決

◇請願第1号

○議長（山本留義） 次は、日程第4 請願第1号 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める請願を議題といたします。

民生福祉常任委員会に付託した請願第1号の審査の経過並びに結果について、民生福祉常任委員長から報告を求めます。民生福祉常任委員長。

（20番 佐々木隆徳議員登壇）

○20番（佐々木隆徳） 民生福祉常任委員会に付託されました請願第1号 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める請願について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、3月12日に紹介議員の出席を求め審査し、4月11日に関係部長等の出席を求め審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました請願第1号につきましては、起立採決の結果、起立少数で願意に沿いがたく不採択とすべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、紹介議員の横垣成年議員から請願の趣旨について、政府は平成25年度予算案で段階的に生活保護基準の引き下げを行うことを決めたが、生活保護基準の引き下げは、生活保護だけではなく、最低賃金、老齢基礎年金、住民税の課税基準、国民健康保険の保険料や医療費の減免制度等、多くの分野に影響してくるので、生活保護の老齢加算を復活すること、生活保護基準の引き下げはしないこと、生活保護費の国庫負担は現行の75%から全額国庫負担にすることの3項目について国に意見書を提出していただきたい旨の説明がありました。

これに対し委員から、今回の請願を提出した団体についての質疑があり、紹介議員から、生活保護受給者や単身の高齢者等が何か問題があればお互いに助け合う運動をしており、むつ市では二百数十名が会員になって組織し、その組織が全国の会に加盟しているとの答弁がありました。

また、別の委員から、生活保護基準が下がると最低賃金にも影響するのは理解するが、生活保護の不正受給者も10年前に比べるとふえており、最低賃金が改善されないまま、生活保護基準だけを

議論することについてどう考えているのかとの質疑があり、紹介議員から、不正受給については同じ思いである、政府は、今回、不正受給に対しての評価もあわせて提案しており、そこできっちりと対処すべきであるとの答弁がありました。

さらに別の委員から、国民年金をもらっている方が生活保護より所得が低いという現状との矛盾点について質疑があり、紹介議員から、年金については、今までも国民年金を上げてほしいとたびたび国に働きかけているが、制度の違いから年金には生活の最低保障をする義務が生じないと国会の中で答弁されている歴史的な経過があるものの、本来であれば年金の少ない方も、もっと生活保護を受給してもよいのではないかと考えているとの答弁がありました。

次に、4月11日の審査では、理事者側から、先般、県から生活保護基準に対する説明があったが、8月と言われている生活保護基準の引き下げに関する基準については示されておらず、平成25年度については平成24年度の基準をそのまま使うよう指示を受けたとの説明がありました。

これに対し委員から、平成25年度については平成24年度の基準をそのまま使うということは、平成25年度は下がらないということなのかとの質疑があり、理事者側から、現時点では厚生労働省等からの通知はないが、国の予算が成立した折には厚生労働大臣と財務大臣が生活保護の引き下げを行うことで大臣同士の合意が得られている旨の報道がなされているとの答弁がありました。

次に、委員間の協議において、複数の委員から、今回の3項目の請願については項目ごとの賛否もあり、今すぐ結論を出すべきではないとの意見がありました。

以上で民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで民生福祉常任委員長報

告を終わります。

ここで、議事整理のため午前11時10分まで暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより請願第1号について、質疑、討論、採決を行います。

まず、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で民生福祉常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

この採決は起立により行います。

請願第1号に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者6人、起立しない者17人）

○議長（山本留義） 起立少数であります。

よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

◎日程第5～日程第36 議案一括上程、提案理由説明

○議長（山本留義） 次は、日程第5 議案第32号 むつ市新型インフルエンザ等対策本部条例から日程第36 報告第19号 専決処分した事項の報告及

び承認を求めることについてまでの32件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） ただいま上程されました16議案16報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第32号 むつ市新型インフルエンザ等対策本部条例についてであります。本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、新型インフルエンザの発生と緊急事態に設置する対策本部に関し、必要な事項を定めるためのものであります。

次に、議案第33号 むつ市みどりのさきもり館条例についてであります。本案は、学習活動を通じた市民の交流及び緑豊かな憩いの場となるほか、水源池公園を管理することを目的として、むつ市学習センターを改修し、むつ市みどりのさきもり館を設置するものであります。

次に、議案第34号 むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、予防接種健康被害調査委員会委員の報酬の額について、職務内容等を勘案し、改定するものであります。

次に、議案第35号 むつ市分収林設定条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、木材価格の低迷を考慮し、造林経営の安定化を図るため、市と造林者との収益の分収割合を変更するものであります。

次に、議案第36号 むつ市観光遊覧船条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、観光遊覧船の有効活用を図るため、臨時運航及び運賃に係る規定を設けるものであります。

次に、議案第37号 工事請負契約についてであ

りますが、本案は、脇野沢赤坂地区不法投棄廃棄物撤去工事について、工事請負契約を締結するためのものであります。

次に、議案第38号及び議案第39号の財産の取得についてであります。これら2議案は、むつ市消防団むつ消防団第2分団及びむつ市消防団脇野沢消防団団本部に配備しております消防ポンプ車について、老朽化が著しいことから、車両を更新するためのものであります。

次に、議案第40号 財産の取得についてであります。本案は、冬期間において歩道及び狭隘道路の除雪作業を効率的に進めるため、小形ロータリ除雪車を購入するものであります。

次に、議案第41号 新たに生じた土地の確認について及び議案第42号 新たに生じた土地の町名についてであります。これら2議案は、県が実施する脇野沢地区地域水産物供給基盤整備事業により、漁港施設用地として整備しました公有水面埋立地を確認し、同埋立地をむつ市脇野沢新井田に編入するためのものであります。

次に、議案第43号及び議案第44号の町の区域の変更についてであります。これら2議案は、県が実施するむつ恐山公園大畑線道路改良工事業に伴い、農林水産省から県が買い受けました国有林地をむつ市大畑町葉色及びむつ市大畑町田名代に編入するためのものであります。

次に、議案第45号及び議案第46号についてであります。これら2議案は、青森県市町村職員退職手当組合及び青森県市町村総合事務組合について、構成団体であります黒石地区消防事務組合が解散することに伴いまして、組合を組織する地方公共団体数を減少し、組合格約を変更するためのものであります。

次に、議案第47号 平成25年度むつ市一般会計補正予算についてであります。今回提案いたします補正予算は、2,184万9,000円の増額補正であ

りまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、327億9,077万円となります。

まず、歳出についてであります。総務費には、本年3月21日に発生した火災により焼失しました奥内集会所の新築に係る町会集会所設置等補助金を計上しております。

消防費には、本年1月29日に県が津波浸水予想図を公表したことに伴い、津波ハザードマップの制作に要する経費及び3月21日に奥内地区で発生した火災により使用不能となった防災行政用無線設備を更新するための工事費を計上しております。

教育費には、市内の全ての小学校に係る図書購入費を増額しております。

次に、歳入についてであります。国・県支出金には歳出との関連において補助見込額等を、寄附金には教育費寄附金を、市債には事業との関連において、借入見込額を計上しておりますほか、補正財源を調整するため、財政調整基金を取り崩ししております。

次に、報告第4号及び報告第5号についてであります。これらは、平成24年度むつ市一般会計及び平成24年度むつ市下水道事業特別会計において設定しておりました繰越明許費について、繰越計算書を調製しましたので、報告するものであります。

次に、報告第6号についてであります。これは、平成24年度むつ市一般会計において事業執行上生じたやむを得ない事由により、年度内に完了しなかった事業に係る事故繰越しについて報告するものであります。

次に、報告第7号についてであります。これは、平成24年度むつ市水道事業会計において継続費を設定しております事業に係る通次繰越しについて報告するものであります。

次に、報告第8号、報告第15号、報告第16号及

び報告第18号についてであります。これらは、本年2月8日、青森市本町1丁目地内の国道で発生した自動車事故、3月22日、むつ市役所川内庁舎駐車場で発生した自動車事故及び1月16日、むつ市脇野沢鹿間平地内の農道で発生した自動車事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の委任をいただいておりますところにより、それぞれ専決処分したものであります。

次に、報告第9号についてであります。これは平成24年度むつ市一般会計補正予算についてでありまして、起債の許可申請に係る地方債等の補正に急を要したことから、事業費の確定及び決算見込みにより専決処分したものであります。

次に、報告第10号についてであります。これは地方税法の一部改正に伴い、本年度の課税事務に関連することから、むつ市税条例の一部を改正する条例を専決処分したものでありまして、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長及び控除限度額の拡充、延滞金の割合の引き下げ等について改正しております。

次に、報告第11号についてであります。これは、地方税法の一部改正に伴い、本年度の課税事務に関連することから、むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したものでありまして、被保険者均等割額等の軽減判定所得の算定の特例及び特定継続世帯に係る世帯別平等割額の減額措置について改正しております。

次に、報告第12号から報告第14号までについてであります。これらは、関係省令の一部改正に伴い、省令の改正時期との整合性を保つため、むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例、旧川内町、旧大畑町及び旧脇野沢村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例及びむつ市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する

条例の一部を改正する条例を専決処分したものでありまして、固定資産税の不均一課税または課税免除に係る適用期限を延長するほか、所要の改正をしております。

次に、報告第17号についてであります。これは、平成25年度むつ市一般会計補正予算についてでありまして、先天性風疹症候群の予防対策に急を要したため関係予算を専決処分したものであります。

次に、報告第19号についてであります。これは、平成25年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算についてでありまして、平成24年度予算の歳入に5億3,164万7,000円の不足を生じる見込みとなりましたことから、これを補填する措置として平成25年度予算の歳入を繰上充用するため専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました16議案16報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして、ご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決及びご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本留義） これで、提案理由の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。6月5日から7日までと10日及び11日は議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、6月5日から7日までと10日及び11日は議案

熟考のため休会することに決定いたしました。

なお、6月8日及び9日は休日のため休会とし、
6月12日は議案質疑、委員会付託、一部採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

午前11時23分 散会